

第3次信濃町男女共同参画社会推進計画

計画期間：令和4年度～令和8年度

信 濃 町

目 次

第1章 計画の概要

1	計画の概要	1
2	計画の目的	1
3	計画の性格（位置づけ）	2
4	計画の期間	2
5	計画の基本目標	2
6	計画の体系	3

第2章 計画の内容

基本目標1	男女がともに活躍できる環境づくり	4
（1）推進目標1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4
（2）推進目標2	ワーク・ライフ・バランスの推進	4
基本目標2	生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	5
（1）推進目標1	暴力等の防止と生涯を通じた健康づくりの推進	5
（2）推進目標2	困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重	6
基本目標3	男女共同参画社会実現に向けた基盤づくり	6
（1）推進目標1	男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進	6
（2）推進目標2	意識改革に向けた啓発・普及の推進	7

第3章 計画の推進

1	推進の基本方針	8
2	推進体制などの拡充	8

参考資料

◇男女共同参画社会基本法	9～14
◇信濃町男女共同参画社会推進条例	15～17
◇信濃町男女共同参画社会推進委員会設置及び運営に関する要綱	18
◇信濃町男女共同参画社会推進委員名簿	19

第1章 計画の概要

1 計画の概要

「男女共同参画社会」とは。。。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、現在までに男女平等の実現に向けて法律や制度の整備が進められてきました。男女共同参画社会の実現は、21世紀における我が国の社会を方向づける最重要課題です。この課題を解決するため、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5つを基本理念とし、国や地方公共団体の責務を定めた男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）が平成11年に制定され、これまで様々な取組みがなされています。

信濃町（以下「本町」という。）においても、基本法第14条第3項に基づく基本計画として平成19年度に「信濃町男女共同参画社会推進計画」（以下「第1次計画」という。）、平成29年度に「第2次信濃町男女共同参画社会推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、現状では、家庭や職場における性別による役割分担意識、地域の慣習等も残っており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されています。

これらを踏まえ、第2次計画における主要課題や重点目標を引き継ぎつつも、時代や社会の変化、新しい課題に対応できるよう見直しを図り、施策の指針を示した「第3次信濃町男女共同参画社会推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の目的

「信濃町男女共同参画社会推進条例」の中で、「男女共同参画社会を推進するために必要な基本理念や町、町民及び事業者等の責務を明らかにすると共に、男女共同参画社会づくりの施策の基本となる事項を定めることにより、だれもが個人として尊重され、あらゆる場において対等に参画できる社会を実現すること」を目的として定義しています。

この計画は、その目的を達成するために総合的かつ計画的に「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みを推進するものです。

3 計画の性格（位置づけ）

本計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けた取組方針を示すもので、「信濃町第6次長期振興計画」を上位とした計画であり、国が策定した「第5次男女共同参画基本計画」や長野県が策定した「第5次長野県男女共同参画計画」と整合性を図り、町民や関係機関等と連携しながら協働で推進する共通指針です。

また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置づけます。

4 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

5 計画の基本目標

本計画は、男女共同参画社会実現に向け、次の3つの基本目標を設定し取り組んでいきます。

(1) 男女がともに活躍できる環境づくり

男女がともに、個性と能力を発揮し、あらゆる場面で活動できるようワーク・ライフ・バランスの推進、意思決定の場での女性の参画促進及び働き方改革等、多くの町民が活躍できる環境づくりを推進します。

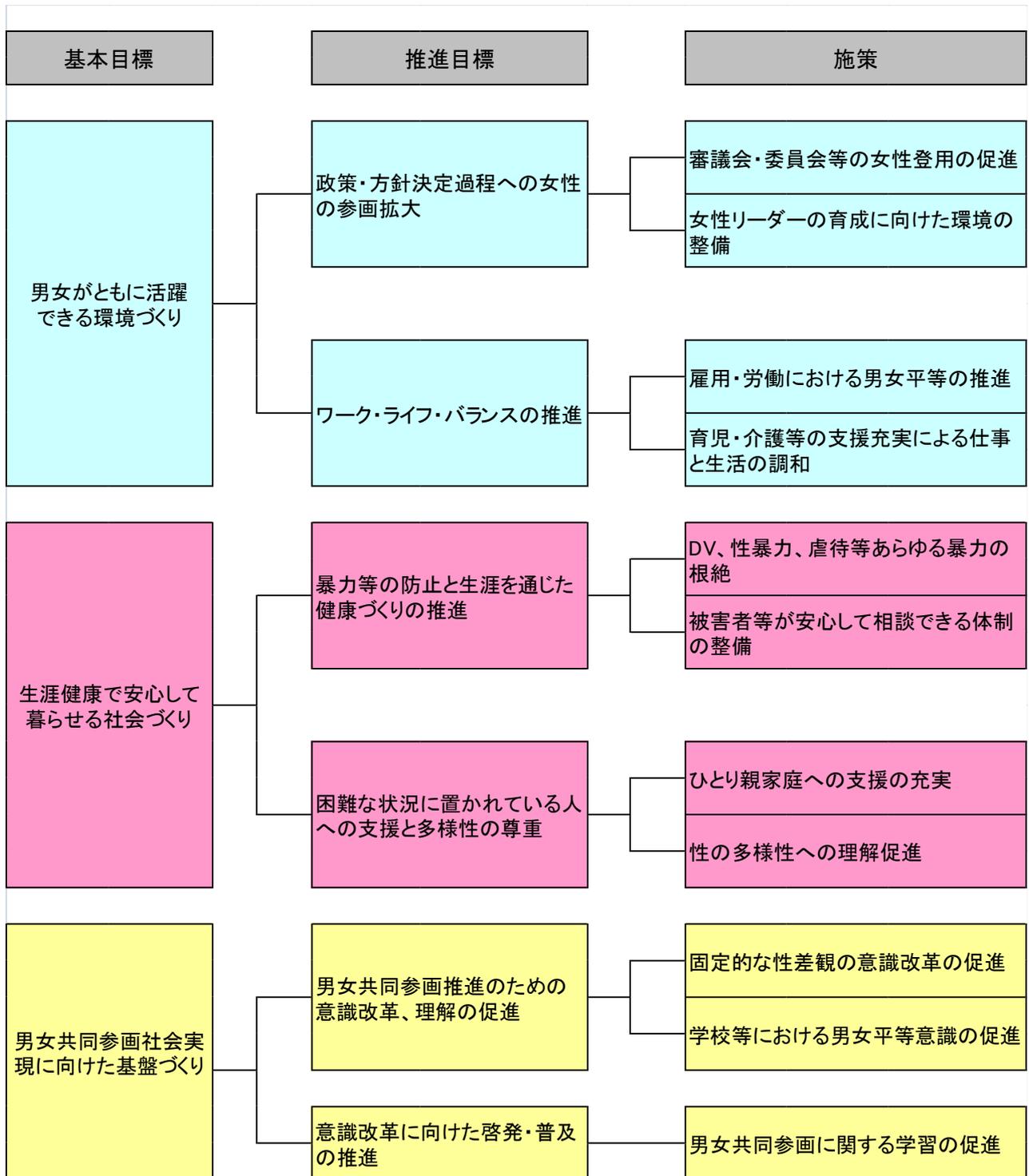
(2) 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

あらゆる暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、困難な状況に置かれている人への支援等に取り組み、すべての人の安全・安心な暮らしを実現し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会づくりを推進します。

(3) 男女共同参画社会実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会を推進するには、男女がお互いを尊重し理解することが重要です。そのため、あらゆる人々に対する男女共同参画社会の意識づくりのための啓発活動、情報提供及び教育・学習活動を推進します。

6 計画の体系



第2章 計画の内容

基本目標1 男女がともに活躍できる環境づくり

(1) 推進目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女がともに、政策立案・決定の過程に参画することは、お互いがあらゆる分野において利益を享受し、ともに責任を担う社会の基盤を成すものです。

近年、女性の参画はいろいろな分野において進んでいますが、いまだ少なく女性の意見が十分に反映されているとは言えません。女性による新しい発想や価値観は、社会全体を活性化させることも期待されるため、町の政策立案・決定の場において女性の参画拡大に努めます。

施策1 審議会・委員会等の女性登用の促進

事業	事業内容
審議会・委員会等の女性登用の促進	町の審議会・委員会等における女性の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り積極的に女性の登用を促進します。

施策2 女性リーダーの育成に向けた環境の整備

事業	事業内容
女性リーダーの育成に向けた環境の整備	女性リーダー養成講座等を周知または開催し、あらゆる分野において女性の参画を進めていきます。

(2) 推進目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

働くことは、やりがいや喜びをもたらし、家計を支えるとともに生活の上でも重要なことです。それと同時に家事、育児、趣味や地域活動などへの参加も重要ですが、その両立は意外に難しい面があります。

その背景には、ワーク・ライフ・バランスが確保しにくいことや、家事、育児、介護などの負担が女性に偏っていることがあげられます。男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の法的整備が進み、改善はされてきていますが、更に、男女ともに働き方を見直す「働き方改革」を推進し、それぞれが可能性を発揮できるよう支援体制を充実させ、働きやすい環境づくりに努めます。

施策1 雇用・労働における男女平等の推進

事業	事業内容
男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の普及啓発	制度に関する情報提供、パンフレット等の設置や関係機関を通じて事業者等への普及啓発を実施します。

施策2 育児・介護等の支援充実による仕事と生活の調和

事業	事業内容
育児休業・介護休業制度などの普及啓発	男性の家事や子育て、介護等への積極的な参画を促進するため、各種教室などの学習機会の提供の充実を図ります。

基本目標2 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

(1) 推進目標1 暴力等の防止と生涯を通じた健康づくりの推進

DVやハラスメント等、さまざまな形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与えるため、全ての人に対する暴力を許さない社会づくりが必要です。

各種ハラスメント等の相談ができる窓口を周知徹底するとともに、相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。

施策1 DV、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶

事業	事業内容
DV等防止に関する広報啓発	広報等によるDV等防止のための啓発活動や情報提供を行います。

施策2 被害者等が安心して相談できる体制の整備

事業	事業内容
相談機関等の周知	子どもや高齢者、障がい者やその他の困難を抱えた人など、暴力等を潜在化させないために相談機関の周知や情報を提供します。

(2) 推進目標 2 困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、困難な状況に置かれている人や性的マイノリティについても、教育や学習を通じて正しい知識をもち、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

男女を問わず、学校や地域、職場などあらゆる場において人権が尊重され、暴力を容認しない環境づくりに努めます。

施策1 ひとり親家庭への支援の充実

事業	事業内容
ひとり親家庭への支援の充実	経済的負担の軽減を図るため、各種助成・給付金制度等について周知を図ります。

施策2 性の多様性への理解促進

事業	事業内容
多様な性のあり方への理解の促進と支援	町民や町職員に対して性の多様性に関する情報発信を行い、理解の浸透を図ります。また、必要に応じて相談体制を整えます。

基本目標 3 男女共同参画社会実現に向けた基盤づくり

(1) 推進目標 1 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進

「男は仕事、女は家庭」などの固定観念は、時代とともに変わりつつありますが、地域慣行も含め未だ根強く残っています。男女共同参画社会の実現には、こうした性別役割分担意識を解消することが不可欠です。全ての人が、家庭、地域、職場等のあらゆる場面で個性と能力を発揮し活躍するため、男女共同参画社会に関する啓発活動や情報収集提供に努めます

施策1 固定的な性差観の意識改革の促進

事業	事業内容
社会制度や慣習・慣行の見直しと意識づくり	男女の固定的な役割分担意識などの解消に努め、住民一人ひとりの意識に実態が伴うよう、あらゆる場で周知啓発を行うとともに、社会制度・慣行等の見直しがなされるような意識啓発を図ります

施策2 学校等における男女平等意識の促進

事業	事業内容
人権尊重意識の推進	子どもの頃から男女共同参画についての理解を深め、あらゆる教育活動を通じ、性別による役割分担意識の改革に努めるとともに、人権尊重の意識を推進することに努めます。

(2) 推進目標2 意識改革に向けた啓発・普及の推進

男女が互いに尊重できる教育・学習を充実させ、男女共同参画社会を実現するには、男女がともに一人ひとりの違いや個性を尊重し、多様な選択を行うことができる環境が必要となります。

多くの町民が男女共同参画に関する理解を深め、意識が高められるための学習機会の提供に努めます。

施策1 男女共同参画に関する学習の促進

事業	事業内容
各種講座等の開催	公民館講座等の各種講座において、幅広い年代の町民に男女がともに学ぶ場を提供します。
学習機会の情報提供	町以外が主催している男女共同参画に関する講座、研修会等の情報を提供します。

第3章 計画の推進

1 推進の基本方針

条例や計画ができたからといって、男女共同参画が急速に推進されるものではありません。我々を取り巻く問題の解決は、町民一人ひとりが男女の性を認め合い、どのようにしたらお互いに協力し合う社会ができるか考えていくことが大きな条件となります。

また、国及び県による施策の推進に対して、積極的に働きかけます。

さらに、信濃町が男女職員の共同参画により率先して働きやすい職場環境をつくり、地域社会における諸活動での女性の参画を高める役割を積極的に担うよう努めます。

2 推進体制などの拡充

- (1) この計画の推進にあたっては、町の関係機関との連携を図り取り組むものとします。
- (2) 関連する計画、施策、活動、施設、団体などとのネットワークを形成し、常に計画の推進や事業などの進捗状況について点検を行い、総合的な施策展開に努めます。
- (3) 女性を取り巻く問題の解決にあたっては、特に女性の視点で問題を考察できるよう、女性関係団体をはじめ民間の諸団体の活動などと連携を強化し、協力して事業の推進を行うことに努めます。
- (4) 女性を取り巻く問題は、行政組織内部において率先して取り組むことが求められており、その役割を十分に果たせるよう努めます。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男

女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な

計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

信濃町男女共同参画社会推進条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を推進するために必要な基本理念や町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの施策の基本となる事項を定めることにより、だれもが個人として尊重され、あらゆる場において対等に参画できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例に使う用語の意義は次に定めるものとする。

- (1) 男女共同参画社会 だれもが、社会のあらゆる分野で個人として尊重され、対等な立場で社会に参画できる機会が確保される社会をいう。また男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 町民 信濃町に在住、在勤、在学する人をいう。
- (3) 事業者等 公的機関であるか民間組織であるかを問わず、またその事業活動が営利を目的とするか否かを問わず、町内において事業活動を展開するものをいう。
- (4) 教育関係者 学校関係者だけでなく、青少年育成関係者、生涯学習関係者を含む教育関係者すべてをいう。
- (5) 差別 直接的差別、間接的差別をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を実現するための基本理念は次のとおりとする。

- (1) 男女が性別に関係なく、一人ひとりが個性と能力によって評価されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割を強要されることなく、自己の意思で多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が町における政策や民間団体における方針の立案や決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援によって、家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮すること。
- (5) 男女共同参画社会づくりには、国際社会での取り組みが反映されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づいて男女共同参画社会を推進するため、次に定める責務を負うものとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する施策を、町民及び事業者等と共に総合的に策定し実施すること。

- (2) 前条の規定に反する行為が、人権を著しく侵害するとの認識に立ちその予防及び防止のための措置を講ずること。
- (3) 町民及び事業者等が実施する男女共同参画社会推進活動に、情報の提供等必要な措置を講ずること。
- (4) 町は、率先して男女共同参画社会を推進するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、第3条に定める基本理念に基づいて男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、職場、地域及び社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努め、男女共同参画社会づくりに協力する責務を負うものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づいて町や町民と協働して取り組む事業活動に際して男女が共同で参画できる環境整備に積極的に取り組むよう次の事項について努力するものとする。

- (1) 職業生活と家事、子育て、介護等家庭生活とが両立できる職場環境の整備
- (2) 性別による差別的な取り扱いが無く、能力が発揮できる職場環境の整備
- (3) 町が定めた男女共同参画推進の取り組みに協力すること。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、あらゆる機会を通じて男女共同参画社会を実現するための基本理念に基づく指導に努めなければならない。

(性差別の禁止等)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校等において性別を理由として差別的な取り扱いをしてはならない。何人も性的言動による生活環境の侵害及び個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待行為をしてはならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 町は、男女共同参画社会づくりを推進するため、総合的かつ具体的な施策を掲げた信濃町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次の事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する総合的かつ計画的な目標や施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項

第3章 信濃町男女共同参画社会推進委員会

(設置)

第10条 男女共同参画社会の形成に係る諸施策を策定し、事業を推進するため信濃町男女共同参画社会推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 男女共同参画の基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他施策の基本的事項及び事業を推進するための重要事項

3 委員会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができるものとする。

(組織等)

第11条 委員会は10人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する人のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、会長及び副会長1人を置き、委員が互選するものとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

信濃町男女共同参画社会推進委員会設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 信濃町男女共同参画社会推進条例(平成17年信濃町条例第16号、以下「条例」という。)第10条第1項に定める信濃町男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)の設置に当たり、必要な事項を定める

(委嘱の区分)

第2条 条例第11条第2項に定める町長が委嘱する者は、次に掲げる区分による。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の公的団体の代表者又は構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

(会議)

第3条 委員会の会議は会長が招集し、その議長となる。ただし会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(報酬)

第4条 委員が委員会に出席したときは規程の報酬及び旅費を支給する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

信濃町男女共同参画社会推進委員名簿

	氏名	所属団体	備考
1	和田 巖	人権擁護委員	
2	池田 恵子	人権教育指導委員	
3	小柳 優	民生委員	
4	佐藤 恵里	信濃町社会福祉協議会	
5	服部 雅哉	信濃小中学校PTA会長	
6	豊田 尚希	信濃町商工会青年部長	
7	小林 民恵	公募委員	
8	仲田 恭子	公募委員	
9	出浦 洋子	公募委員	
10	池田 紀昭	学識経験者（前回委員）	

男性5名／女性5名（順不同 敬称略）